

練馬区いじめ対応フローチャート

練馬区教育委員会
教育振興部教育指導課

○「いじめ防止対策推進法」（以下法）および「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下方針）に基づき、
いじめの疑いのある事案については全て以下のフローチャートに沿った対応を原則とし、組織的に早期対応
による解決を目指す。

資料 6 - 1

1 情報の入手

情報を入手したら速やかに、被害の
子供の安全確保に努める。

教職員

<情報源>

- アンケート
- 被害児童生徒・保護者からの訴え
- 日常の観察
- 教育相談
- 周囲からの情報

等

2 情報の共有

学年主任

生活指導主任

管理職

教育指導課

※重大な事案については、第一報を行う。

3 対応の検討

<学校いじめ対策委員会>

◎法第 22 条に基づき、校長は、組織（学校いじめ対策委員会）を設置および招集・指揮する。定例での開催を原則とするが、必要に応じて校長の指示のもと随時開催する。また、開催時には、必ず議事録を作成する。

- (1) 入手した情報の報告・共通理解
- (2) いじめの認知
- (3) 調査方針・役割分担等の決定
- (4) 調査・聞き取りの実施
※被害→周囲→加害の順が望ましい
- (5) 情報集約・事実関係の把握
- (6) 保護者への連絡調整
- (7) 調査記録・対応記録の作成管理

【重大事態か否かの判断】

※教育指導課およびスクールロイヤーと協議する

※判断後の対応は「練馬区いじめ重大事態に関わる対応フローチャート」を参照

保護者

説明

法第 23 条 5 項に基づき、双方の保護者の理解を得られるよう丁寧な説明を行う。

共有

教職員全体
(職員会議、回覧等)

報告

教育指導課
(電話、ふれあい調査等)

助言

法第 23 条第 2 項に基づき、報告する。

連携

警察

連携する際には、法第 23 条第 6 項および令和 5 年 3 月 2 日付け 4 練教教指第 3941 号区通知文を参照するとともに、原則教育指導課と協議する。

4 組織的な指導・支援

関係児童生徒への指導・支援

継続指導・経過観察

解消

保護者

適宜
連絡

適宜
報告

教育指導課

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。

①被害者に対するいじめ行為が止んでいる状態が少なくとも 3 ヶ月継続していること。

②被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが被害者およびその保護者との面談等により認められること。

※「学校いじめ対策委員会」が被害児童生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

【方針（4）学校におけるいじめの防止等に関する措置 iii）いじめに対する措置】